

令和5年度 計画相談支援 指摘事項一覧

2事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	アセスメント	利用者の基本情報をアセスメントとして使用していました。事業所として、初回の計画作成時や計画変更時等、適切な時期に適切な内容でアセスメントを行ってください。	基準省令第28号第15条第2項第5号、 障発0330第22号通知第二の2(11)⑦	1
2	サービス担当者会議	サービス等利用計画を作成するにあたり、サービス担当者会議の開催等がされていなかったなどの事例がありました。相談支援専門員は効果的かつ現実可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、原案の内容について、サービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を求め、その内容を記録に残してください。	基準省令第28号第15条第2項第11号、 障発0330第22号通知第二の2(11)⑭	1
3	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。従業者の就業環境が害されることを防止するため、ハラスメントに関する方針等の明確化や相談体制の整備などを行い、その内容を従業者に周知してください。	基準省令第28号第20条第4項、 障発0330第22号通知第二の2(16)④	1
4	秘密保持等	利用者の家族の個人情報使用同意が得られていない事例がありました。サービス担当者会議等において利用者家族の個人情報をを用いる場合は、あらかじめ文書により利用者家族から同意を得るようにしてください。	基準省令第28号第24条第3項、 解釈通知第二の2(21)③	1
5	虐待防止	虐待の防止について必要な措置を講じていませんでした。必要な措置を速やかに講じてください。	基準省令第28号第28条の2項、 障発0330第22号通知第二の2(25)	1
6	報酬算定	モニタリングを行っていない月に、継続サービス利用支援費を算定していました。正しい算定となるように過誤調整をおこなってください。	厚労告第125号別表1口、 障発第1031001号通知第四の1(1)②	1
7	サービス担当者会議実施加算	サービス担当者会議実施加算について、モニタリングの実施記録に併せて記載していました。しかしながら、一部の利用者については当該モニタリングを行っておらず、サービス担当者会議も開催していませんでした。適切な算定となるよう、介護給付費及び利用者負担分について過誤調整を行ってください。	厚労告第125号別表10注、 障発第1031001号通知第四の11	1
8	サービス提供時モニタリング加算	サービス提供時のモニタリングが行われていないにも関わらず、当該加算を算定している事例がありました。適切な算定となるよう、介護給付費及び利用者負担分について過誤調整を行ってください。	厚労告第125号別表11注、 障発第1031001号通知第四の12	1